

第93回東京都北区都市計画審議会 議 事 録

◇ 日 時 平成26年12月10日(水)
午前10時～

◇ 場 所 区役所第一庁舎 第二委員会室

◇ 出席委員 17名

会 長 久保田 尚

副会長 村 上 美奈子

委 員	北 原 理 雄	伊 藤 伍 朗	吉 原 一 彦
	戸 枝 大 幸	花 見 隆	椿 くにじ
	坂 口 勝 也	榎 本 はじめ	小田切 和 信
	鈴 木 將 雄	齋 藤 邦 彦	丸 山 良 男
	尾 花 秀 雄	齊 藤 正 美	新 井 進

◇ 欠席委員 1名

委 員 市 川 智 彦

1. 開 会

(まちづくり部長)

ただ今から第93回東京都北区都市計画審議会を開催する。

2. 委員等の紹介

—事務局から、委員及び事務局職員を紹介する—

3. 出席委員数の報告

—事務局から、18名の委員のうち、出席者は17名となっており、会議が有効に成立していることを報告する。

4. 資料の確認

—事務局から、資料の確認を行う—

5. 会長・副会長の選出

(まちづくり部長)

任期満了に伴い、会長、副会長が空席となっている。については当審議会の会長、副会長の選出について、お諮りしたい。会長、副会長は、北区都市計画審議会条例第4条に基づき、審議会の委員が互選によって定めることとなっている。まず会長の選出を行った後、副会長の選出を行いたい。

それでは会長の選出について、いかがお取り計らうか。

(委員)

本審議会の委員として、就任以来、大変豊富な経験と実績を持っておられる、前会長を引き続き会長にはいかがか。

(まちづくり部長)

ただいま委員から、会長には前会長を、とのご推薦をいただいた。よろしいか。

「異議なし」

(まちづくり部長)

それでは、当審議会の会長は、引き続き久保田委員にお願いしたい。次に、当審議会の副会長の選出についてお諮りしたい。いかがか。

(委員)

前回の副会長を務めておられた、村上委員にお願いしてはいかがか。

「異議なし」

(まちづくり部長)

それでは、当審議会の副会長は村上委員にお願いしたい。

では、会長と副会長には、会長席と副会長席への移動をお願いしたい。

(会長と副会長が席を移動)

(まちづくり部長)

それでは、会長、副会長より就任のご挨拶をいただきたい。

(会長)

再び、会長という重責を担わせていただくこととなった。改めて、どうぞよろしくお
願い申し上げます。北区というのは良い意味で非常にいろんな動きがあるところであり、
都計審の役割も、非常に多様、かつ質、量ともに多いと認識している。引き続き、気持
ちを引き締めて重責を担わせていただきたいと思います。どうぞよろしくお
願い申し上げます。

(副会長)

私以外にも優秀な先生方がいらっしゃるのに、私がまた副会長ということで、ちょっ
と困ったなと思っているが、よろしくお
願いいたします。私は地域計画とか、地区計画、
あるいは建築計画、設計を専門としているので、会長とコンビを組みながら、頑張りた
いと思っている。どうぞよろしくお
願い申し上げます。

(まちづくり部長)

それではここから先の議事進行については、会長をお願いしたい。

6. 議 事

(会長)

それではこれから司会を務めさせていただく。よろしくお
願いいたします。

先ほど事務局から報告があったが、本日の会議は有効に成立している。

次に議事録の作成についてだが、議事録署名人として、私の他に委員にお願いしたい。

本審議会は原則として公開ということになっているが、傍聴をご希望の方がいらした
ら、入室をお願いします。

(傍聴者入室)

それでは議事に入るが、その前に次第をご覧くださいと、本日は案件が非常に多くな
っている。12時までの会議ということで、もちろんそれぞれの案件について、慎重に
審議すべきだと思う。一方で時間も限られているので、問題が無く、あるいは区民から
のご意見がないという案件については、多少コンパクトな審議ということもあり得ると
思うので、少し運営について事務局の方でも工夫してもらえればと思う。

それでは議題に入る。まず第222号議案「東京都市計画 住宅市街地の再開発の方針
の変更について」、それからもう一つ、第223号議案「東京都市計画 都市再開発の方
針の変更について」、この2議案については、一括しての説明ということにさせていた
だきたい。それでは、事務局から説明をお願いしたい。

(まちづくり部参事)

※第222号議案「東京都市計画 住宅市街地の再開発の方針の変更について」及び第223号議案「東京都市計画 都市再開発の方針の変更について」の説明を行う。

(会長)

それでは、これから審議をお願いしたいと思うが、説明は一緒に行ったが、質疑に関しては別々でやりたいと思う。

それではまず、第222号議案について、ご意見、ご質問があればお願いしたい。いかがか。

特に無いということによろしいか。これは東京都決定ということだが、北区としては特に意見は無いということである。

これから、北区都市計画審議会条例第5条第3項に基づいて採決をしたいと思う。本議案について、原案のとおり区長に答申するというにしたいと思うが、賛成の方の挙手をお願いしたい。

(全員賛成)

(会長)

全員賛成ということで、原案のとおり、区長に答申するというにしたい。事務局においては、手続きをお願いしたい。

続いては、第223号議案について、ご質問、ご意見があればお願いしたい。

よろしいか。それではこれより、東京都北区都市計画審議会条例第5条第3項に基づいて採決に入る。本議案について、原案のとおり区長に答申するというにしたいと思うが、賛成の方は挙手をお願いしたい。

(全員賛成)

(会長)

全員賛成なので、原案のとおり区長に答申することにしたいと思う。事務局においては、手続きをお願いしたい。

それでは次の議案だが、次の3件、第224号議案「東京都市計画公園北第2・2・24号稲付公園の変更について」、第225号議案「東京都市計画公園第3・3・31号赤羽台さくら並木公園、北第2・2・41号赤羽台四丁目公園の変更について」、さらに第226号議案「東京都市計画公園第7・4・9号飛鳥山公園の変更について」、これらは一括して都市公園に関する議案であるので、説明については一括でお願いしたい。

(まちづくり部参事)

※第224号議案「東京都市計画公園北第2・2・24号稲付公園の変更について」、第225号議案「東京都市計画公園第3・3・31号赤羽台さくら並木公園、北第2・2・41号赤羽台四丁目公園の変更について」、第226号議案「東京都市計画公園第7・4・9号飛鳥山公園の変更について」の説明を行う。

(会長)

それでは1件ずつご審議をお願いしたい。

まず第224号議案「東京都市計画公園北第2・2・24号稲付公園の変更について」、この件についてご意見、ご質問があればお願いしたい。

(委員)

稲付公園の崖地があるが、崖の法面の土地は、都の管理なのか。区の管理なのか。今回示された範囲の中には、法面は入っているのか。

(土木担当部長)

担当の工事課の方で答えさせていただく。一番分かりやすい図面だと、6ページをご覧ください。ちょうど中央部分に稲付公園があり、ここに擁壁が北側と南側、この図面で言うと、赤羽西自治会館と書いてあるところである。こちらに北側に向けた擁壁がある。これは東京都管理の擁壁である。それとこの公園の南側、野間坂と言うが、稲付ふれあい館と書いてある部分の南側に面して公園の擁壁があるが、ここについては区の擁壁というような管理になっている。

(委員)

本日配られた追加資料の、意見の要旨の中に、擁壁のことが書いてあるが、この公園は、この地域の防災の拠点ともなる公園であろうから、この間行ってみただが、だいぶ擁壁の骨材が表に出てきて、コンクリートが劣化しているというのは分かる。一番分かりやすいのは、今日つけられた資料の写真が8枚ある中の一番上に、緑が生い茂っているこの擁壁の面があるが、住民の意見をどのようにとらえていただけるかということをお尋ねしたい。つまりここに藤の木が自生している。東京都がここを管理しているので、伐採をしていくわけだが、藤のこぶを残していく。そうすると、またそこから木が生える。こぶを取ってしまうと業者は仕事がなくなってしまうので、残しておけば、また何年後かに剪定のお願いが来るということで、そのあたりのことを東京都にちゃんと管理してもらいたいと要望すると同時に、この擁壁の古さ、強度、そういったものを含めて、下の住民が崖が崩れて埋まることの無いようにしていただきたい。今回は範囲の指定なので、この擁壁については関係ないが、この擁壁を東京都は今後どのようにメンテナンスをしていくのかということをお聞きしたい。

(土木担当部長)

追加資料1の2枚目の現況写真のちょうど中央の上の部分のご質問かと思う。この擁壁については、先ほど申し上げたように東京都管理ということで、今回、次年度以降にこの公園の整備をするにあたって、この擁壁の安全度について、今年度東京都が調査した結果、ここについては安全であるという調査結果が出ている。それで北側の擁壁、写真の真ん中で上部の、この擁壁については、特段公園整備の中で手を付けるということは予定していない。また今後の維持管理についても、現在も東京都の方で維持管理しているので、引き続き維持管理は徹底するよう申し伝える。

(会長)

他にいかがか。

(委員)

確認だが、別紙1の3ページ目の、旧の面積が0.74haで、新が0.79haで、面積的に増えている。でも図を見ると削られているように見えるが、これは縄伸びか何かがあったのか。

(まちづくり部参事)

今回、都市計画の手続きの中に、現況の面積を書く項目がないということで、誤解を与えているところが多いと思う。まず、減っているのに増えている、これについてである。公園の台帳上の面積の錯誤であり、整備にあたって測量をしたところ、実際は台帳上の面積よりも多かった。従って、削除をしても増えたような結果となるというものである。

(委員)

それからもう一つ、追加資料の意見の2枚目で、その他になっているのだが、「南側の擁壁や入口の玉石が大変風情がある。これが壊されて高い擁壁になるのは」というご意見があるが、確かに風情があるなと思う。ただ大谷石はあまり強度が無いので、防災上いろいろな問題があって、やりかえる必要はあるのだろうと思う。やりかえるときにやはり「前より良くなったね」というぐらいの擁壁に是非していただきたい。これは要望である。

(会長)

景観的に非常に重要な点だと思うので、是非よろしくお願ひしたい。面積については非常に不思議な結果にはなるが、過去のそういう経緯があったということで、今回正しい値にしておくということだと思う。

他にいかがか。よろしいか。それでは、第224号議案について、東京都北区都市計画審議会条例第5条第3項に基づき採決に入る。本議案について、原案のとおり区長に答申するというに、賛成の方は挙手をお願いしたい。

(全員賛成)

(会長)

全員の賛成をいただいたので、原案のとおり区長に答申することとする。事務局においては手続きをお願いしたい。

続いて、第225号議案の赤羽台さくら並木公園と赤羽台四丁目公園に関して、ご意見、ご質問があればお願いしたい。

(委員)

今回削除される部分は、現況はどういう状況になっているのか。

(道路公園課長)

以前までは、畑のような利用、とさせていただいたところだが、この2、3年をかけて全て舗装して、フェンスで囲んで、きちんとした管理をさせていただいているところである。

(委員)

今は舗装したままで、将来的には何かに使われるのか。

(まちづくり部参事)

まず追加資料2の現況写真をご覧ください。現在はアスファルトで舗装し、フェンスで囲って管理をしている。この土地については、隣接する戸建ての住宅がある。そちらは当初都営住宅として土地利用されていたものである。これを東京都が払い下げをし、その払い下げをした残りがこの土地となっている。現在は東京都財務局の土地になっているが、地元の説明会においても、この土地に柵をされた後の土地利用についての要望が出ている。東京都に対して、地域の環境であるとか道路の拡幅等、様々な要望が出ているので、区としては、地域の環境に影響を与えないようにということで、東京都にしっかりと申し伝えてまいりたい。

(会長)

他にいかがか。よろしいか。

それでは本件について東京都北区都市計画審議会条例第5条第3項に基づいて、採決に入りたいと思う。本議案について、原案のとおり区長に答申するということに賛成の方の挙手をお願いしたい。

(全員賛成)

(会長)

全員賛成をいただいたので、本議案については、原案のとおり区長に答申することとする。事務局においては、皆さまの意見をよく参考にして、手続きをお願いしたい。

続いて、第226号議案の飛鳥山公園について、ご質問、ご意見があればお願いしたい。

特に無いということによろしいか。これについても、過去のいろいろな歴史の中で面積の問題などもあったようだが、今回すっきりさせるというような意味があると思う。

それでは本件について、東京都北区都市計画審議会条例第5条第3項に基づいて採決に入る。本議案について、原案のとおり区長に答申することに賛成の方は、挙手をお願いしたい。

(全員賛成)

(会長)

全員賛成をいただいたので、本議案についても原案のとおり区長に答申することとする。事務局においては手続きをお願いしたい。

以上で諮問事項は全て終了した。続いて、報告事項をお願いしたい。「北区景観づくり計画策定について」、事務局から説明をお願いしたい。

(まちづくり部参事)

※報告事項「北区景観づくり計画策定について」の説明を行う。

(会長)

本日は中間的な報告ということだと思うが、せっかくの機会なので、別紙に書いてあるような、現在検討されている案について、ご感想でも結構なので、ご意見等があればお願いしたい。

(副会長)

意見というより感想だが、これまで北区は独自のやり方で景観に対応していて、景観の基本構想から景観の基本計画を作るのは、どちらかというの後発になっているわけだが、そのおかげでというか、早期にやったところは、屋外広告物とか公共施設等について、東京都の条例に従っていたので、盛り込んでいないところが多い。それで地域性などについて非常に困っているところがあるので、だんだん改正の方向に向かっているところ、今回は、北区の場合はこれが全部織り込まれているということで、非常にいい形で完成するのではないかなと思っている。ぜひ頑張ってくださいと思う。

(会長)

他にいかがか。よろしいか。

それでは本審議会としては報告を承ったということとさせていただくので、今後のご検討をそれぞれよろしくお願いしたい。

以上で報告事項も終わったが、事務局から何か他にあるか。

委員の皆様から、何かご発言はあるか。よろしいか。

それでは、審議は全て終了したので、司会を事務局にお返しする。

7. 閉 会

(まちづくり部長)

委員の皆様におかれては、大変お忙しい中、ご審議を賜りありがとうございます。景観の方の今後の予定のところに書いてあったが、次の審議会については、27年の7月から8月を予定しているので、よろしくお願いいたします。本日はこれをもって閉会とする。

皆さま大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。